TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

東シナ海紛争についての一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲本, 守 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/12

【論文】

東シナ海紛争についての一考察

稲本　守（日本大学生物資源科学部　非常勤講師）

人間科学研究
－日本大学生物資源科学部　人文社会系研究紀要－
第11号　2014.3　別刷

Reprinted from
STUDIES IN HUMAN SCIENCES
No.11 March 2014

College of Bioresource Sciences
Nihon University

人間科学研究　第11号　48-75

【論文】

東シナ海紛争についての一考察

稲本　守

1．はじめに

日中両国が再三にわたって「東シナ海を平和・協力・友好の海とする」との意向を表明しているにもかかわらず、東シナ海をめぐる日中間の軋轢が年を追って激しさを増している。その直接の契機は、言うまでもなく尖閣諸島の領有権をめぐる両国の見解の相違にあるが、東シナ海紛争全般の背景として、まず「関係沿岸国である日本・中国・韓国の間に海洋空間の境界画定に関する法的立場の対立」（栗林）が存在することが指摘されねばならない(1)。そしてこの境界画定問題の法的検討については、我が国においても優れた先行研究が多数発表されてきた。しかし法的枠組みを超える議論については、海外においては第三者的立場から東シナ海問題全般を多面的に論じた論考が少なからず発表されているものの、我が国ではこれらの成果を十分に踏まえ、紛争全般を包括的・総合的に検討する試みが十分になされてきたとは言い難い。

こうした現状をふまえた本論の目的は、東シナ海紛争について、出来うる限り多角的かつ客観的な論点整理を行ったうえで、「誠意」と「互恵」の精神で紛争解決のために乗り越えねばならない要点を指摘することにある。そのため本論は次章において、国際法に必ずしも通暁していない読者をも想定し、まず大陸棚と排他的経済水域の境界画定にかかわる法的議論を紹介し、第3章では更に単独開発の可能性とその問題点をめぐる幅広い論点の整理に努めた。続く章では、こうした多角的な議論を踏まえた上で、改めて「共同開発」交渉の必要性を論じると共に、2008年日中合意の内容と問題点を検討し、この合意を踏まえた「暫定的取り決め」としての大陸棚協定締結に向けての課題を探った。

2．大陸棚・排他的経済水域（ＥＥＺ）の境界画定と東シナ海

（1）大陸棚とＥＥＺ

大陸棚とは大陸の一部が海面上昇に伴って水面下に没したもので、地理学的には大陸周辺の水深約200m までの浅海を指す。20世紀に入り海底資源を利用する技術が開発されると、沿岸国は近接する大陸棚に対する一定の権利を主張し始めた。そしてアメリカ合衆国は1945年9月28日に出されたトルーマン宣言（「大陸棚の地下および海床の天然資源に関する合衆国の政策、大統領宣言

第2667号」）を通じて、アメリカ合衆国の海岸に接続する大陸棚の地下及び海底の天然資源は「合衆国に属し、その管轄権と管理に服する」ことを宣言した。そして公海の下にある沿岸地下資源の確保に関心を示してきた多くの国々が、これまでの「公海自由の原則」に風穴をあけたこの宣言に追従したため、大陸棚に対する権利の主張が一気に広まったのである(2)。

こうした動向を受けて1958年に開催された第一次国連海洋法会議では、「大陸棚に関する条約（Convention on the Continental Shelf）」が締結され、改めて大陸棚について、これを「探査し及び天然資源を開発するための主権的な権利」（同条約2条1項）が沿岸国に認められた。但し同条約における大陸棚の定義として、それまで一般的な地形的定義として用いられてきた「水深200m までの海底及びその下」とあわせ、「水深がこの限度を超えているが、その海底区域の天然資源の開発を可能にする限度まで」（大陸棚条約1条）という、開発可能性に基づく基準が採用されたため、予想を超える技術の進歩に伴って大陸棚の範囲が無限に広がりかねないという問題点が早くから指摘されることになる。

1982年に採択され1994年に発効した現行の国連海洋法条約は、大陸棚の範囲について、「当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外延に至るもの」と定義すると共に、先に挙げた旧大陸棚条約の問題点と、新たに導入されることとなった排他的経済水域制度との整合性を鑑みて、新たに沿岸基線からの距離を大陸棚の定義に加えた。即ち海洋法条約は「大陸棚縁辺部の外延が・・・基線から200海里の距離まで延びていない場合」においても、自国の沖合200海里に広がる海面下についてはこれを大陸棚とみなしている（76条1項）。大陸棚縁辺部が沿岸基線から200海里を超えて広がっている場合は、基線から350海里までの範囲に限って大陸棚の限界に関する情報を「大陸棚の限界に関する委員会」に提出し、その勧告に基いてこの縁辺部を沿岸国の大陸棚として設定できる（76条4項、6項、8項）(3)。この200海里を超える縁辺部については、無論のこと地形的に陸地の延長であることが証明されねばならないが、基線から200海里内の海底ついてはその水深や地形にかかわらずこれを大陸棚とみなし、沿岸国に「天然資源開発のための主権的権利の行使」（77条1項）を認めているのが現行海洋法条約の最大の特徴でもある。従って地理学上の「大陸棚」と、国家の管轄権が及ぶ国際法上の「大陸棚」とは、必ずしも一致しない。

「排他的経済水域（Exclusive Economic Zone: EEZ）」とは、排他的漁業水域の概念を起源として現行国連海洋法条約によって新たに創設された制度であり、沿岸国は基線から200 海里（約370km）までの範囲でこの排他的経済水域を設定し、そこでの天然資源に関する主権的権利を行使することができる（56、57条）。尚、我が国は1977年に「漁業水域に関する暫定措置法」を制定し、一部海域を除いて200海里漁業水域を設定した。その後、国連海洋法条約の批准に伴って1996年に制定された「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づき、改めて200海里排他的経済

水域を設定すると共に（1条2項）、日本が主権的権利を行使する大陸棚の範囲を、基線から200海里の線までの海域、及び200海里以遠で国連海洋法条約76条に定める一定限度までの海域のそれぞれの海底及びその下と定めた（第2条）。この定義は、まず「海域」を定めてその海底を大陸棚とみなすもので、後述するように、海域とは別に大陸棚を定義付けている国連海洋法条約の法的枠組みとは微妙にニュアンスが異なるが、80年代以降に優勢となる「距離基準論」（後述）を背景に、排他的経済水域の優越性の中に大陸棚を包摂しようとしたものと考えられよう(4)。

念のために付け加えておくが、排他的経済水域の限界は沿岸基線より200海里までであり、たとえ200海里を超える大陸棚の延伸が認められ、これを設定したとしても上部水域に対する権原は生じない。この点について、あまりに多くのマスコミ報道や海洋紛争を扱う論説において、200海里を超える大陸棚の延伸が、あたかも排他的経済水域の拡大につながるかのごとく誤った解説がなされているため、あえて注意を喚起しておきたい。又、排他的経済水域や大陸棚に対する「主権的権利（sovereign rights）」とは、基本的に天然資源開発にかかわる経済的権利とその管轄権に限定されており、他国はこれらの規律事項に関係しない限り（例えば密漁や海底資源の無断探査・採掘等を行わない限り）、引き続き公海使用の自由を享受できる。従って、沿岸国によって領土・領海に対して行使される「領域主権」と、排他的経済水域・大陸棚に対して認められている「主権的権利」とは、その性質も効果も全く異なるものであることも併せて指摘しておく(5)。

（２）自然延長論と距離基準論

海をはさんで隣り合う国同士の距離が400海里以上であるなら、両国の間に大陸棚、もしくは排他的経済水域の管轄権をめぐる紛争が起こる可能性はほとんどない。しかし東シナ海におけるように、両国の基線間の距離が400海里以内であるならば、何らかの方法で境界画定が行われねばならない。この場合、基本的には関係国間の交渉と合意によって境界が画定されるが、その解決は容易ではない。

現行の国連海洋法条約における一つの問題点として、排他的経済水域（第5部）と大陸棚（第6部）に関する制度が、海底の天然資源に対する主権的権利の行使を認める法的根源を、それぞれ別個に提供している点が指摘される。即ち排他的経済水域において沿岸国は、「海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利」（56条1項）を有する。他方、大陸棚に対しても沿岸国は「大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する」ことが認められている（77条1項）。しかし国連海洋法条約は、大陸棚に対する権利と排他的経済水域に対する権利のいずれが優先されるかについては明言していない。

他方、国連海洋法条約は締約国に対し、大陸棚及び排他的経済水域についての境界画定に際し

て「衡平な解決（equitable solution）を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」ことを、大陸棚（83条1項）、排他的経済水域（74条1項）のそれぞれにおいて要請するにとどまった。そして同条約38条はその際の判断基準として「条約・国際慣習・法の一般原則や判決及び学説」を挙げているものの、「衡平な解決」の実現に必要な具体的な指標や基準を明らかにはしておらず、結果的に「基準に特定の内容を賦与することを、諸国や裁判所に委ねて」しまっている(6)。従って大陸棚や排他的経済水域の境界画定問題を判断するためには、これまでに締結された諸条約や国際慣習、そして同様の事例に対する国際判例や国家実行の傾向が鍵となる。

尚、大陸棚境界画定に関わる法理については、一般には「等距離原則（equidistance principle）」と「衡平原則（equitable principle）」との対比から説明されることが多い。これは次節で紹介する北海大陸棚判決において国際司法裁判所（以下、ICJ と略す）が、海底地形（＝大陸棚の自然延長）を顧慮することなく等距離原則を採用することは衡平原則に反すると判断したことに由来しており、爾来、「衡平原則」は大陸棚の自然延長を重視する姿勢を象徴する用語として、等距離原則に対置されてきた。しかし以下で詳述するように、70年代後半以降の国際判例においては、「衡平な解決」を達成する際に配慮されるべき諸事情の重みづけが大きく変化しており、そもそも大陸棚の自然延長を、概念的に「衡平原則」と結びつけることが難しくなってきた。他方、「等距離原則」も「衡平な解決」をはかるための暫定的な一基準に過ぎないことが十分に理解されておらず、その結果、自然延長を重視する「衡平原則」が退けられた結果、「等距離・中間線」によってのみ大陸棚境界画定が行われるがごとき誤解を招いている。こうした事情に鑑みて、本論では敢えて慣例には従わず、「自然延長論」と「距離基準論」の対比に基づいて法的背景の検討を行う。

まず国連海洋法条約に先だって採択された大陸棚条約では、「(向かい合っている海岸を有する二以上の国の間で)合意がないときは、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、その境界は、いずれの点をとってもそれらの国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線とする」と定められている（同条約6条2項)。しかし西ドイツとオランダ、デンマークの間で争われ、ICJ が大陸棚の境界画定紛争を初めて扱うことになった「北海大陸棚事件判決」（1969年）は、「陸地領域の海中及びその下に向かって自然の延長を構成している大陸棚に対する沿岸国の権利は、陸地に対する主権の行使の拡張」であることを認め、陸地の延長である大陸棚に対する沿岸国の主権的権利は、陸地の権利に伴う固有の権利であることを確認した(7)。そして大陸棚条約6条で謳われた「等距離・中間線原則」については「実務上の便宜性と適用の確実性（practical convenience and certainty of application）を持つ」境界画定法としてこれを高く評価しつつも(8)、当時同条約に加盟していなかった西ドイツをも拘束し、係争海域に向かって凹型の海岸線を持つ同国に不利な境界を強要するほど慣習法化しているとは認めなかった(9)。

その上で北海大陸棚判決は、「陸地は海を支配する（“The Land dominates the sea”）」との原則に則り[10]、大陸棚についてはこれを「海に覆われてはいるものの、沿岸国が既に支配権を持つ領域の延長または連続」とみなし[11]、その境界画定に際しては「衡平原則」に則り、「自国領土の自然の延長をなす大陸棚を各当事国にできるだけ認める」よう求めたのである[12]。

この北海大陸棚事件判決から、2012年3月に出された国際海洋法裁判所（ITLOS）によるバングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定紛争に関する判決に至るまで、これまでに大陸棚あるいは排他的経済水域の境界画定について、仲裁裁判を含めて計16の国際判例が出ている。当然のことながら事例ごとに背景事情が大きく異なるため、これらの判決から普遍的な基準を求めることは難しい。しかし現行の国連海洋法条約の交渉が開始される以前に出された北海大陸棚事件判決と異なり、同条約の内容がほぼ固まった1980年代以降に出された諸判決においては、陸地領土の自然延長原則は顧みられなくなり、代わって距離基準が重視されるようになっている。

こうした傾向は英仏間で争われ、自然延長原則をもはや絶対的基準とはみなさない姿勢を示した英仏大陸棚事件仲裁裁判所判決（1977年）からも既に見て取れるが[13]、とりわけ現行の国連海洋法条約の最終的な草案が確定した後に出された1982年のチュニジア・リビア大陸棚事件判決と1985年のリビア・マルタ大陸棚事件判決では、海底の地質的構造を重視する自然延長論は退けられるか、少なくとも衡平原則を実現するための補助的な一要因に過ぎないとみなされている。たとえばチュニジア・リビア大陸棚事件判決においてICJは、両国が共に自然延長を主張したにもかかわらず、自然延長の基準によって大陸棚の範囲を定めることはできても、一国の権利の及ぶ範囲を決定するには十分ではなく、又、適当でもないことから、これによって衡平原則は満たされないことを指摘した[14]。そして国連海洋法条約76条が大陸棚の定義として沿岸基線からの距離基準を加えたことにより、自然延長が唯一の権原の基礎であるという原則から法制度が既に離脱していることを指摘し、大陸棚の境界画定にあたっては海底の形状より沿岸基線からの距離を重視する姿勢を明確にした[15]。又、リビア・マルタ大陸棚事件の判決では、自然延長またはそれに基づく地質学的な要因は、沿岸基線より200海里以内の海底についての権限を定める際にはもはや関連性を持たないことを指摘しつつ、リビア側が重視した深さ約1000mの海溝帯（rift zone）の存在を考慮しなかった[16]。

このように80年代以降の国際判例において、「距離基準論」がこれまでの「自然延長論」にとってかわるようになった最大の理由は、先にふれたように、現行海洋法自体が、海底の形状に関係なく沿岸基線から200海里までを大陸棚とみなしていることから、少なくとも沿岸基線から200海里までの境界画定において、地球物理学的もしくは地質学的要因に何らかの役割を認めることは「もはや過去のこと」となり[17]、沿岸基線からの距離が第一の基準と見なされるようになった点に集約されよう。

更に現行海洋法条約に排他的経済水域の制度が導入されたことから、沿岸基線から200海里までについての大陸棚定義が、「事実上」排他的経済水域制度の中に内包されたことも挙げられねばならない[18]。無論のこと大陸棚に対する権利は、陸地領土との一体性を根拠として主張されたものであり、他方、排他的経済水域に対する管轄権は、主に資源管理の役割を沿岸国に負わせるために賦与されたものであることから、両制度の正当化理由もそれぞれ異なる。それ故、現行海洋法条約においても、大陸棚と排他的経済水域は二つの異なる制度として扱われており、両者の境界が必ずしも同一である必要はないが[19]、現実問題として、海底に対する権利を持つ国と上部水域に対する管轄権を持つ国が異なるならば、法的にも実務的にも齟齬と支障をきたすことになる。更に大陸棚に関する権利は「その上部水域の法的地位に影響を及ぼすものではない」（海洋法条約78条）が、排他的経済水域に対する権利は「上部水域並びに海底及びその下」（56条1項）にも及ぶことから、排他的経済水域に対する権利が大陸棚に対する権利に優先するとの見方もできる。

こうした現行海洋法条約において新たに加えられた条文を背景にICJは、先のリビア・マルタ大陸棚判決において、「法的に許容される排他的経済水域の範囲は、大陸棚の境界画定に際して考慮される関連事情の一つである」ことを認めた上で、「排他的経済水域のない大陸棚は存在しえても、大陸棚のない排他的経済水域は存在しえない」（“Although there can be a continental shelf where there is no exclusive economic zone, there cannot be an exclusive economic zone without a corresponding continental shelf”）とまで踏み込んだ解釈を判示し、排他的経済水域の海底部はそのまま沿岸国の大陸棚であり、大陸棚制度が独自の働きを示すのは、事実上、排他的経済水域より以遠の外延部に限られることを強く示唆した[20]。そもそも経済水域の概念は大陸棚と異なって陸地に対する権利に由来するものではないことから、海底の地形が陸地領土の延長であるかどうかは意味がなく、水域を定義づけるものは沿岸基線からの距離のみである[21]。従って、排他的経済水域を導入した国連海洋法条約の採択後は、排他的経済水域を定義づける距離基準が大陸棚境界にも大きく影響することになったと考えられる。

（3）等距離・中間線と特別な事情

さて「衡平な解決」を果たす際に距離基準が重みを増したにもかかわらず、これにより、いわゆる「等距離・中間線」によってのみ大陸棚・排他的経済水域の境界画定が行われると考えるのはあまりに早計である。確かに距離のみを基準とするならば、先の北海大陸棚判決においてさえ評価されたように、二国間の境界として最も合理的なものは等距離・中間線である。しかし距離基準が慣習化したものの、境界画定は「衡平原則」に則って行われなければならないとした先の北海大陸棚判決が覆されたわけでは決してなく、衡平な解決に際して考慮されるべき様々な事情の重みづけに変化が生じたに過ぎないことから、北海大陸棚事件以降の諸判決においても、「表面

的には等距離原則に基本的地位を認めない建前」（三好）[22] が続いている。従ってリビア・マルタ判決においてもICJは、仮の基準として便宜的に中間線を引いたとしてもこれは「暫定的なものに過ぎず（only provisional)」[23]、この中間線を「衡平」の観点から他の関連事情に特別の配慮を加えた上で、最終的に緯度にして18分（約33km）マルタ側に移動させた[24]。その際、関連事情として特に考慮されたのは後述するように両国の沿岸線の長さが大きく異なる点であるが、既にふれたように、リビア側が主張した海底地溝の存在は考慮されず、マルタ側が主張した経済的事情や安全保障面での配慮も退けられた[25]。このように、2国間の沿岸基線から暫定的に等距離・中間線を引いたうえで、衡平な結果を得るために必要な事情が存在するかどうかについて検討し、その事情の重みに応じて必要があれば中間線を移動・修正させるという「2段階アプローチ」は、後に2006年バルバドス／トリニダード・トバゴ事件の仲裁裁判所裁定によって「等距離・関連事情原則（the equidistance/relevant circumstances principle)」と命名されることになる[26]。そしてこの「等距離・関連事情原則」はリビア・マルタ事件後の諸判決、即ち1993年グリーンランド・ヤンマイエン海域画定事件判決[27]、2001年カタール・バーレーン海域境界画定・領域問題事件判決[28]、2002年カメルーン・ナイジェリア領土・海域画定事件判決[29]、2009年ルーマニア・ウクライナ黒海境界事件判決[30]、2012年バングラデシュ・ミャンマー海洋境界画定判決[31] 等において、ほぼ例外なく踏襲された[32]。その際、具体的にいかなる事情がどの程度考慮されたかについては、個々の判決毎に背景事情が大きく異なるため一般化は難しいが、概ね以下のようにまとめられよう[33]。

1. 海底の地形や地質は、今日ではほとんど考慮されていない。
2. その他の地理的要因については、80年代以降における「比例性（proportionality)」概念の定着に伴い、対向する2国間の海岸線の長さが例外なく考慮されているが、海岸線の長さの測定方法、それに伴う海域の広がりの評価法、及びその不釣り合いがどのように、又、どの程度考慮されるかについて明確な基準が判示されているとは言えない[34]。
3. 島の存在は考慮されることが多いが、その大きさや本土からの距離によっては考慮されなかったり、「半分効果」（後述）のみが与えられることがある。
4. 排他的経済水域の境界画定に際して、例外的に漁業資源へのアクセスが考慮された場合があるが、その他、関連地域の人口、経済発展の程度といった可変的な非地理的要因は、当事国によって主張されることがあっても考慮されたことはない[35]。

（4）東シナ海大陸棚

さて東シナ海では、水深100m 未満の海底が中国大陸から緩やかに傾斜し、わが国の南西諸島の西約 100km の地点にある沖縄トラフの直前まで伸びている。この沖縄トラフと呼ばれる窪みは南西諸島とほぼ平行して走っており、長さは約1000km に及び、深さは2000m を超える。中国

政府は中国大陸から沖縄トラフまでを一つの大陸棚、すなわち中国大陸が自然に張り出して形成されたと見ており、大陸棚の先端である沖縄トラフが、東シナ海大陸棚に関する両国の経済的権益の境界であるとの立場に立つ。これに対して日本政府は、東シナ海大陸棚は太平洋沖に存在する水深5000mに達する沖縄海溝に向かって続いており、南西諸島はその大陸棚の上に位置するとの認識に立っている。従って沖縄トラフは大陸棚の中の「一つの大きくくぼんだしわ」に過ぎず、そもそも自然延長を論拠として持ち出すことには意味がなく(36)、更に現在では大陸棚境界画定に際して海底地形の形状がほとんど考慮されていない現状を鑑みて、大陸棚の自然延長を重視する中国側の主張は国際的には通用しないことを訴え、「等距離・中間線」による境界画定を主張する。

更に筆者の視点から中国側主張の矛盾点を付け加えるならば、沖縄トラフの大半（尖閣諸島を顧慮しなければ、ほぼ全域）は、中国本土沿岸基線より200海里以上離れている。中国政府は2009年5月に大陸棚限界委員会に対し、沿岸基線から200海里を超える大陸棚限界延長申請のための予備的情報の提出を行ったが(37)、たとえ中国側が200海里を超える大陸棚の縁辺部に対する「権原」を主張しようとも、「排他的経済水域は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない」（海洋法条約57条）ことや、「大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない」（同78条1項）ことから、同海域の上部水域に対する中国側の権原は一切発生せず、沿岸国である我が国の排他的経済水域であることに変わりはない。従って、リビア・マルタ判決以降において確認された「大陸棚のない排他的経済水域は存在しえない」との原則を踏まえるなら、我が国の排他的経済水域の海底部にまで中国側が大陸棚への権原を主張できるとは到底思えない。

他方、国際法廷において、必ずしも「等距離・中間線」で境界画定が行われるわけではないことは既にふれた。等距離・中間線原則はあくまでも「暫定的に」引かれる便宜的基準に過ぎず、実際には「衡平な解決」をはかるため「特別な事情」を考慮して修正される可能性が常にある。その際、海底の形状が現在ではほとんど考慮されないことについてはこれまでにも繰り返し述べたが、本件に関する特別な事情として、とりわけ中国本土と南西諸島との「7対3」とも「64対36」ともいわれる海岸線の長さの相違が考慮に入れられる可能性が常にある(38)。更にいわゆる琉球弧に連なる諸島（宮古、石垣、与那国）を基点とする領海の外側に突出し、最大の魚釣島でも面積4㎢に満たない無人島でもある尖閣諸島については、これまでの国際判例に倣えば、大陸棚・排他的経済水域の基点としては無視されるか、英仏大陸棚事件、チュニジア・リビア事件、メーン湾事件等で適用された「半分効果（half effect）」、即ち突出した島の存在を考慮した境界線とその存在を無視した境界線の中間線が採用される可能性も指摘されよう(39)。

尚、2004年10月に王毅駐日本大使（当時）が日本記者クラブでの会見で、「東海の中国側はアジア大陸で、長い海岸線があるが、日本側は島が鎖のようになっている。地理的条件がつり合わな

いのに、東海の半分を要求するのは『公平（衡平：筆者注）原則』に合うかどうか疑問にもなる」と発言したのも、こうした事情を反映したものである[40]。この発言からも読み取れるように、中国側は我が国が主張する中間線を厳しく批判しつつも、近年の国際判例に鑑みて、以前のような厳格な自然延長原則に固執する姿勢から、リビア・マルタ判決でも重視された「沿岸国に属する大陸棚の範囲と関連する海岸の長さとの間における過度の不均衡を避ける必要性（“the need to avoid in the delimitation any excessive disproportion between the extent of the continental shelf areas appertaining to the coastal State and the length of the relevant part of its coast”）」[41]を強調する方向へと変化しつつあるように思える[42]。

2000年に中国がベトナムとの間で合意したトンキン湾にかかわる「中越海洋境界画定協定」は、こうした文脈において象徴的意味を持とう[43]。同交渉で中国は、ベトナム側が主張した自然延長論を認めず、最終的に等距離・中間線を暫定的基準としつつも、両国の海岸線の長さの比を基礎に「衡平な解決」をはかった。こうした経緯については無論のこと、中国は自国に有利な主張を使い分けているとの非難がなされるが、筆者はむしろこの合意は東シナ海紛争を強く意識し、国際的批判を受けるおそれのある「自然延長論」にもよらず、さりとて日本側が主張する「等距離・中間線」にも依拠しない、海岸線の長さの比を最大限に生かした「比例性」概念の主張へと中国側がゆるやかに方向転換をはかりつつある意味合いを強く感じる。

こうした背景から、「自然延長論」がそのまま認められる可能性は今後ともありえないが、関連事情を考慮した上で、中間線が日本側に近い方向で修正される可能性は大いにある。その場合、中間線からわずかに日本側に境界線が修正されただけで、中間線近くのガス田をめぐる「吸い取り問題」（後述）の議論に重大な影響を及ぼしかねず、リビア・マルタ判決のように大きく修正された場合においては、我が国は海底資源に対する権益の多くを失いかねないことを忘れてはなるまい。他方、南西諸島が大陸とほぼ平行に走る連続した島であることから、中間線にあまり影響を及ぼさないのではないかとの指摘もあるが（水上）、「等距離・関連事情」原則が確立して以来の判例では、地理的状況が比較的単純であり、そもそも中間線の修正が必要と判断される程に海岸線の長さに不均衡が存在するような事例が扱われておらず、東シナ海のような複雑な地理的特性を考察した国際判例が存在しないことから予断は許さない[44]。

とはいえ、以下のような事情から、現実にはこの問題に関し、ICJ による強制手続きや、仲裁裁判所及び調停による紛争処理が行われる可能性はほとんどない[45]。国際紛争に際し国連憲章は、その司法的解決をはかるための機関としてICJを設置している。又、国連海洋法条約も、「国際連合憲章第2条3の規定に従い、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によって解決するものとし、このため、同憲章第33条1に規定する手段によって解決を求める」（279条）よう規定している。しかし周知のように、双方がICJによる強制管轄権を受諾していない限

り、当事者いずれかによる一方的な付託によって審理が行われることはない。そして中国側がICJによる強制管轄権を認めていない現状では、個別事例にかかわる同意がない限り、東シナ海大陸棚境界をめぐる紛争が、国連憲章に則ってICJに付託される可能性はない。

他方、国連憲章に則った上述の手段や、海洋法条約が定める非強制的手続きである合意や紛争当事者の合意に基づいて行われる調停（284条）による解決が出来なかった場合に備えて、同条約は286条から299条にかけて（第15部2節）「拘束力を有する決定を伴う義務的手続き」を定めており、締約国はその場として、あらかじめITLOS、ICJ、仲裁裁判所、特別仲裁裁判所のいずれかを選択することになる。尚、日中両国のように、当事国がいずれの手段を選択するかあらかじめ宣言していない場合は、自動的に仲裁裁判所に付託される（286, 287条）。

但し、海洋の境界画定に関する紛争の場合には、締約国は例外的にいつでも強制的手続きを受け入れないことを書面によって宣言することができる（298条1）。そして中国は2006年に、海洋法条約298条に基づく強制的手続きの適用除外を宣言した(46)。この場合でも、「紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を付属書Ⅴ第2節に定める調停に付すことを受け入れる」ことになる。しかしここで定められた強制調停に付されるのは、「紛争がこの条約の効力発生の後に生じた」場合に限られ、しかも「大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付さない」と定められていることから（298条(a)(i)）、東シナ海紛争が国連海洋法条約の発効以前から争われており、尖閣諸島の帰属についても日中間の見解に相違がある現状を鑑みれば、強制調停手続きには付されない可能性が高い。

このように、両国による合意や強制的解決・調停手続きが難しい場合、国連海洋法条約は締約国に対し、合意に達するまでの間「理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため、及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」（83条3項）ことを義務付けている。即ち東シナ海紛争に関して国際法は日中両国に対し、紛争の拡大につながる一方的な措置や阻害行為を慎みつつ、両国間の排他的経済水域や大陸棚を共同管理することを目的とする漁業協定や大陸棚協定等の「暫定的な取極」を締結するための交渉を、誠実に履行・促進・継続する義務を課している。

3．単独開発とその問題点

（1）開発の経緯

1968年に国連の下部機関である「アジア極東経済委員会（ECAFE）」＝現在の「アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）」が、アジア、極東地域の開発を目的とした国際プロジェクトを行ない、その一環として「アジア沿海鉱物資源共同探査調整委員会（CCOP）」による東シナ海大陸棚

の地形調査と物理探査が実施された。その結果、ここには非常に厚い有機物を含む堆積層があり、「将来、一つの世界的な産油地域となるであろうと期待される」とする報告書が出された(47)。これに対して日本の企業は、日中中間線付近での試掘を旧通産省に申請したが、日本政府はこの付近が日中双方の主張がぶつかりあっている場所であることからこれを認めなかった。

他方、中国側は1970年代からこの海域の資源開発に取り組み始め、1999年には海洋生産プラットフォームの建設と中国本土に至るパイプラインの敷設を完了すると共に、平湖ガス田（日中中間線から70km）における生産を開始した。そして2003年8月に英蘭ロイヤルダッチシェル、米ユノカル社と事業化契約をかわし、2004年5月には域内で最大の埋蔵量を持つと思われた春暁ガス田の本格開発に着手した。しかし2004年9月に両社は、「過去一年にわたり調査と分析を進めたが、商業上の理由でこれ以上プロジェクトを進めない」と告げ、早くもプロジェクトから撤退した(48)。ちなみにガス田をめぐる「東シナ海紛争」が日中間における争点として浮上したのも、ちょうどこのころからである。しかし中国はその後も採掘施設の建設を進め、2005年9月下旬には、日中中間線から4kmあまりの位置で天外天ガス田の生産を、更に同年11月には日中中間線から1.5kmしか離れていない春暁ガス田においても生産を開始したと伝えられている。

（２）「係争区域」

中国が天然ガスの採掘を行っている場所は、いずれも日本が主張している大陸棚・排他的経済水域境界より中国側にある。つまり中国はとりあえず日本側の主張に配慮する形で、中間線より中国寄りの場所に限って採掘を行っている。いわゆる「係争区域」における地下資源の一方的な開発行為は、後述するように国際法に抵触する可能性が指摘されるが、日本側が日中中間線を主張し中間線までの海域のみを「請求（claims）」していることから、本件におけるいわゆる「係争区域」は、両者の「重複する請求区域（the area of overlapping claims）」、即ち中間線から沖縄トラフまでとする見解がまず指摘される。従って中国側の開発行為は、とりあえずこの「係争区域」を避ける形で実施されていることから、これが直ちに国際法違反であるとは言い切れない。

これに対する日本側の法的立場は、若干の説明を必要とする。まず我が国は「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」により、沿岸基線から200海里までを、「我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する排他的経済水域」もしくは「大陸棚」と定める一方で、その範囲が他国と重複する場合、他国と合意がない場合は「中間線まで」の海域としている（同法1条、2条）。この条文の文言は、一見すると中間線より中国側の区域における主権的権利については争っていないように読めるが、その解釈について日本政府は、とりあえず中間線までの海域についてのみ主権的権利を「請求」しているものの、中間線を超える日本側沿岸基線から200海里までの海域についての「権原（entitlement）」までも放棄したわけではなく、

「あくまでも境界が画定されるまでの間はとりあえず中間線までの水域で主権的権利及び管轄権を行使」しているに過ぎないとの立場をとっている[49]。「したがって、東シナ海における日中間の境界画定がなされておらず、かつ、中国側が我が国の中間線にかかる主張を一切認めていない状況では、我が国が我が国の領海基線から200海里までの排他的経済水域及び大陸棚の権原を有しているとの事実に何ら変わりはない」。言い換えれば我が国は、日中双方の沿岸基線から200海里までの「権原が重複する区域（the area of overlapping entitlement)」、即ち日中中間線の両側を含む、東シナ海の広範な海域が本件における「係争区域」であるとの見解に立っている。尚、この「権原の重複」についてはICJも、「グリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定」判決において、権利の重複と共に考慮されるべきと指摘しているところでもある（“A true perspective on the relationship of the opposing claims and the opposing entitlements is to be gained by considering both the area of overlapping claims and the area of overlapping potential entitlement”）[50]。従って、探査を超える「海洋環境に物理的な変化をもたらす」開発行為は、たとえ日中中間線より中国側の地点で行われているとしても、これが日本の沿岸基線から200海里以内の「係争区域」で行われるならば、これは海洋法条約が求める「最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」義務に抵触する可能性が指摘されよう[51]。

但しこの主張については、以下の問題点も指摘されねばならない。まず我が国は韓国と1974年に大陸棚協定を締結し、その「南部協定（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定)」において、境界画定の最終解決を50年間棚上げにすると共に、両国の主張が重複する区域については共同開発を行うことで同意したが、その南部協定における共同開発区域として、日本側が主張する日韓中間線と韓国側主張による大陸棚延伸部の間の海域が定められた。この共同開発協定は「国際法上の制度としての大陸だなに関し、日韓両国に隣接する大陸だなの帰属についての両国の権利主張が重複した部分を共同開発区域として設定したもの」（鳩山威一郎外務大臣＝当時）であり[52]、日本側主張の中間線と自然延長論に基づく大陸棚延伸部の間を「係争区域」と認めた上で、これを共同開発区域に設定したものと理解される。従って我が国は「係争区域」の判断について、日中と日韓との間で異なる基準を適用しているとの疑問点が指摘される[53]。無論の事、日韓大陸棚協定が調印された1970年代においては未だ国連海洋法条約の交渉すら行われておらず、先の北海大陸棚判決を通じて大陸棚の自然延長が現在より重視されていた時代背景の違いが指摘されねばならない[54]。しかし現在も効果を持つ協定の締結に際して適用された基準を、他の紛争において変更することについては、合理的説明が求められることになろう。

更に付け加えるならば、中間線から離れた区域での行為であったとはいえ、我が国は自らがその権原を主張する「係争区域」における中国側のガス田開発を20年以上に渡って黙認してきた。我が

国が姿勢を変化させた直接のきっかけは、中間線の間近で行われ始めたガス田開発であるが、これら中間線間近のガス田については後述する「吸い取り」問題が関連するものの、同時期に我が国がその開発着手に抗議した八角亭ガス田については中間線から50km 以上離れており、我が国がその開発を長年に渡って黙認してきた平湖ガス田群の中に含まれる。加えて我が国は、1997年から2001年の間、政府系金融機関でもあった日本輸出入銀行や、日本も出資しその運営に関与しているアジア開発銀行の融資を通じて、「係争地」におけるガス田開発とパイプラインの建設を事実上支援してきた。こうした日本側による長年の黙認と間接的支援は、中間線を越えた領域に対する権原の放棄と受け止められかねず、少なくとも過去の対応とは矛盾する主張を後に行うことについては、「禁反言」の法理から合理的説明がなされねばならない(55)。いずれにせよ我が国が、中間線を超える海域に対する「潜在的権原」を初めて公式に主張したのは2004年10月になってからであり、「こうした対応や態度を取ることが遅すぎた」（澤）感は否めまい(56)。

（３）「吸い取り」問題

他方、大陸棚に対する権利が「海底及びその下の鉱物その他の非生物資源」に及ぶことから、もし中国側が中間線の間近で掘った井戸から中間線の日本側の海底に埋蔵されている液体・気体資源が「吸い取られている」ならば、これは隣接国が権利を主張する資源を無断で採取することとなり、これも海洋法条約が禁じている「最終的な合意への到達を危うくし又は妨げる」行為にあたる可能性が指摘される(57)。但しこうした主張の前提として、まず鉱床の一体性、即ち中国側が開発中のガス田が中間線を越えて日本側にまで延びていることが立証されねばならない。

この点について日本政府は、「東シナ海等に関する日中協議」を通じて中国側に地下構造のデータ提供を求めたが、中国側は共同開発の合意後での提供に含みを持たせたものの、それ以前の段階における情報提供を拒んだ。そこで日本政府は2004年7月より春暁・断橋付近の海域の地形を三次元探査船を用いて独自に調査し、翌2005年4月には、春暁・断橋両ガス田については地下構造が中間線を挟んで日本側まで連続しており、天外天ガス田についてもその可能性があることを公表した(58)。但したとえ鉱床がつながっていると類推されたとしても、鉱床内部での液体・気体資源の移動は資源の成分や地質、更には断層の有無等によって大きく左右されることから、実際に日本の資源が吸い取られているかどうかは判断できず、岩石の隙間にガスが付着して埋蔵されるガス田鉱床の一般的な特性からしても、少なくともストローで吸い取るようにすべて盗られてしまうといった単純な話では決してない。又、日本は中国側に地下データの提供を求めているが、大きなリスクを負い多額の費用をかけて獲得された地下データは最も価値の高い機密情報であり、その提供を無償で求めることは、例えて言うならば、他社のソフト・ウェアが自社の特許を侵害している可能性があるので、他社に対してソース・コードを無償で開示せよと求めるような話に

近く、常識的に考えてあまりほめられた要求ではない。従ってこうしたデータは自力で収集するか、後に検討する共同開発合意後に、協定に基づき「合理的に認められる費用」と引き換えに提供される（日韓南部協定23条）ものと考えた方がよかろう[59]。

尚、隣接鉱区間での競合が発生する可能性がある場合、先に紹介した北海大陸棚判決においてICJは、鉱床の一体性を保持するため、共同開発がとりわけ適当であることに言及している[60]。但し、二国間にまたがる鉱床の一体性を保持することが国際法上の義務であるか、ひいては隣接鉱区との競合を引き起こしかねない場合、他国にそれを通報し協議する義務があるかどうかについては、法学者の間でも見解が分かれる[61]。

ちなみにこうした隣接鉱区間における競合を避けるため、一般的には採掘抗の間隔（抗井間隔：こうせいかんかく=ウェル・スペーシング）を定めることになる。この点を規制した国際協定は特にないが、我が国では、「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」に則り、経済産業大臣が抗井間隔を定めることになっている（同法第5条）。そして鉱業権者同士の協議によるのでなければ「石油又はガスを採取しようとする油層の一部が他の鉱業権者の鉱区内にあるとき」、「鉱区の境界線から経済産業省令で定める距離以内の地域の直下の油層の部分に坑井を掘さくしてはならない」（12条1項）。問題はその距離であるが、「石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則」によるならば、最大でわずか100mとなっている（同規則12条）。つまり国内法に基づくならば、隣接鉱区との間に100m以上の間隔を空けさえすれば、自由に採掘を行ってもよい。この施行規則を引き合いに出して、中間線から数km離れた地点における中国側の開発を容認せざるを得ないとする意見もあるが（猪間）[62]、現在我が国が暫定的に主権を行使し国内法を適用しているのは中間線までであり、属地的にのみ管轄権を行使できる大陸棚において、未だ国際的慣行とはなっていない規則を他国領域に域外適用することを前提とした議論には疑問が残る。とはいえ、自国の石油会社には許されている行為を他国に対しては禁じることは、これもあまりほめられた行為とは言えまい。

更に、こうした「吸い取り」問題を根拠に中国側の開発行為に対して抗議を行うことについては、我が国の法的立場との矛盾を指摘する意見もある[63]。前項でふれたように、もし我が国がその海域に対する「権原」を主張するならば、係争地における開発行為そのものが国際法に抵触することを前提として抗議・議論が行われねばならない。しかし現実には中国側による開発を既成の事実として認めた上で、我が国に帰属すべき資源の「吸い取り」に対する抗議のみが行われていることから、こうした議論においては我が国の法的立場との一貫性が認められない。

（4）日本側による単独開発の可能性

こうした中国側による単独開発に対抗し、日本側も2005年7月より帝国石油に対して試掘を認可

する手続きを始めた。しかし試掘権が設定された区域は、中国側の沿岸基線から200海里以内の、自他共に認める「係争区域」内にあたるため、中国側による先行開発と同じ理由から、少なくとも探査を超える開発行為は最終的な合意を妨げる行為と見なされかねない(64)。もっとも筆者は、相手国が国際義務に違反している場合における自救行為として国際法上許容されている「復仇（reprisals)」の概念から、こうした対抗措置も場合によっては正当化されると考えるが、先にもふれたように、中間線より中国側の区域が「係争区域」に含まれているかどうか（即ち中国側の開発行為が国際法違反であるかどうか）が必ずしも明確ではないことから、この判断についても紛争当事国自らが裁判官として下さねばならず、場合によっては権利の濫用ともとられかねないため、より慎重な検討と対応が求められよう(65)。

しかしこうした法的検討以上に大きな問題となるのは、問題の海域では石油よりガスが埋蔵されている可能性が大きいことから、たとえ日本側が有望なガス田を探り当てたとしても、そこから採掘されるガスの運搬と利用が、我が国にとっては難しいという点である(66)。まず、2000m 以上の深さがある沖縄トラフを越えて沖縄や九州までパイプラインを敷設することは事実上不可能であるし、たとえ技術的に可能であったとしても莫大な費用がかかる。日本本土に船で持ち込む場合、石油ならば「貯蔵積出用係留タンカー（Storage tanker)」等の利用も考えられるが、船によるガスの運搬は「液化」が前提となる。しかし LNG プロジェクトはそもそも一定以上の規模のガス田でなければ経済的に成立せず、他方、東シナ海の海上で高圧化を伴う洋上液化プラント（FLNG）を運用することは非常に困難かつ危険であることから、日本側が単独でガス田を開発・利用することは、現状ではあまり現実的な話とはいえまい。従って、たとえ日本側が何らかのガス田を掘り当てたとしても、これを一旦中国側のパイプラインを利用して大陸側に輸送することになろう。ちなみに尖閣諸島周辺域における天然ガス開発については、台湾へのパイプライン敷設が、距離的にも技術的にも最も容易かつ安価と思われる。

４．共同開発の必要性と２００８年合意

既にふれたように、両国による合意や強制的解決・調停手続きが難しい場合、国連海洋法条約は締約国に対し、合意に達するまでの間「理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため」「あらゆる努力を払う」ことを求めている。その意味で、2006年10月8日に出された日中両国共同プレス発表において、「双方は、東シナ海を平和・協力・友好の海とするため、双方が対話と協議を堅持し、意見の相違を適切に解決すべきであることを確認した。また、双方は、東シナ海問題に関する協議のプロセスを加速し、共同開発という大きな方向を堅持し、双方が受入れ可能な解決の方法を模索することを確認した」ことは大きな意味を持つ(67)。

そもそも石油・ガス開発は、100本掘ってその内2，3本から石油が出てくれば成功と判断される

程にリスクが高い。海底油田の試掘は一本掘るのに30億円以上かかるとされるが、北海油田開発に際してイギリスは、試掘開始後98本目にしてようやく石油の湧出をみたという話も紹介されている[68]。こうした不確実性とコスト面におけるリスクを緩和するため、現在、世界の資源開発においては共同開発が盛んに取り入れられている。他方、広いガス田は一カ所で採掘すると圧力バランスが崩れる。複数の井戸によるバランスのとれた採掘により、ガス田全体としての可能採掘量が増える[69]。その点からも、とりわけ日中中間線をまたいで存在する東シナ海ガス田については、北海油田に関してICJが勧奨したように、鉱床の一体性に配慮した共同開発が最も望ましい。

中国側は、早い段階から当該海域における資源開発について日本との共同開発を提案してきた。日本側も、2005年9月30日から同年10月1日までに開かれた「日中局長級協議」において、初めて中国との共同開発を提案したと言われている。しかし、先に引用した2006年共同プレス発表の後も、具体的な開発の方法や利益の配分、とりわけ共同開発の対象範囲をめぐって両国は激しく対立した。日本側は、日本側が権原を主張する「係争区域」、即ち日中中間線の両側の海域を含む東シナ海の広い区域を対象とすべきであると主張し、日中中間線をまたぐ既存のガス田についても共同開発の対象に含める提案を中国側に行った。これに対し中国側は両国の主張が重複する海域、即ち中国側からみた「係争区域」である日中中間線から沖縄トラフまでを対象とすべきと主張すると共に、中間線より中国側に位置し、既に開発が進んでいるガス田を共同開発交渉の対象とすることに難色を示した。言うまでもなくこの対立は、先に紹介した「係争区域」をめぐる解釈の相違とも大いに関連している。

その後も交渉は難航したが、2007年4月及び同年12月に行われた日中首脳会談を契機に進捗が見られ、翌2008年6月に両国間において一定の合意をみた。この2008年合意では、日中が対立する排他的経済水域・大陸棚の境界線の問題や尖閣諸島の領有権問題には触れず、「東シナ海を平和・協力・友好の海とするため、境界画定が実現するまでの過渡的期間において双方の法的立場を損なうことなく協力すること」が日中共同プレス発表（「東シナ海における日中間の協力について」）において確認された[70]。尚、この合意は二つの「了解」から構成されており、その内の「日中間の東シナ海における共同開発についての了解」では、日中中間線を跨ぎ、まだ開発の始まっていない龍井ガス田の南側周辺海域（およそ2700㎢）が「互恵の原則に従って」共同開発が行われる対象区域に指定されると共に、「東シナ海のその他の海域」においても「共同開発をできるだけ早く実現するため、継続して協議を行う」ことが合意された。他方、中国がすでに単独で開発を進めて最大の対立点になっていた「現有の」春暁ガス田については、別途「白樺（中国名：「春暁」）油ガス田開発についての了解」が交わされ、対象区域を中間線の中国側に限り、「中国の対外協力開発に関する法律に従って」日本側がその開発に参加することになった[71]。但し同様に開発が進む「天外天」と「断橋」ガス田の扱いについては、中国側が単独開発を譲らなかったことが報道

されている。

2008年合意は、とりあえずは狭い区域に限ったものではあるが、日中中間線を跨ぐ海域での共同開発協議に合意したことから、中国側がこれまでの姿勢を転換して日本の主張を一部受け入れた形となっている。他方、春暁ガス田については日本側による資本参加にとどまり、「共同開発」には踏み込めなかったことが国内で大きな批判を受けている(72)。しかし日本語では単に「開発」と呼んでいるが、先にもふれたように、一般に「共同開発」というのは最もリスクの高い「探鉱」や「試掘」の段階から始めるものであり、既に中国側海域での「開発」があらかた終わった段階で参加するのは、国際常識ではもはや「共同開発」とは呼べない。この場合は、あくまでも事業化が決まったガス田に対する「出資」と「協力」ということになる。いずれにせよ春暁ガス田の場合は、先に発見し開発を続けてきた中国企業の努力を認めてある程度の優先権を認めるしかなく、新たに資本参加して一定の権益を得ようとするならば、少なくともそこのガス田を開発するまでにかかった費用の一部を負担することになろう(73)。

2008年合意は、ある意味、日中両国の政治的妥協の産物でもある(74)。つまり中国側は「中間線」を跨いだ海域での共同開発に応じるという譲歩をし、日本側はこれを外交上の成果として印象付けることができた。その引き換えに日本側は、「現有の」春暁ガス田についての中国側の管轄権を事実上認めざるを得なかったが、これにより中国側は「共同開発」合意に反発する国内世論が沸騰した際にも、「春暁ガス田の主権が中国にあることについては疑問の余地がない。両国は、日本企業が中国の中華人民共和国対外合作開採海洋石油条例に基づき春暁ガス田の開発に参加することを一致して確認しており、これは中国の法律の管轄を受けることである。このこと自体が、春暁ガス田に対する中国の主権的権利を十分に表している」「共同開発と協力開発は性格が全く異なる別々のものである。(中略) 中日両国の企業が行う春暁ガス田の開発は協力開発であり、中国の法律に依拠するものである」(楊潔篪外交部長) (75)といった説明を繰り返すことにより、国内世論の鎮静化にあたることが出来た。しかし、こうした政治的妥協を経て成立した2008年合意も、両国内における批判の噴出を背景に具体的な条約化交渉になかなか入れず、2010年7月にようやく初の条約締結交渉が行われたものの、その直後に発生した尖閣諸島沖での中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突事件を機に日中関係が悪化したことから、第二回交渉が延期されたことについては周知の通りである。

5．まとめと課題

東シナ海ガス田の埋蔵量が、思いの他少ないのではないか、ということが近年ささやかれるようになってきた。日中間の係争区域の北側に隣接する日韓共同開発区域では、協定成立後40年近くたった現在に至るまで、商業開発に値する鉱床の発見には至っていない。日中間の海域につい

て実際にどの程度のガスが存在するかは掘ってみないとわからない状態であるが、海外石油メジャーが「商業上の理由」から既に撤退したことについては既にふれた。又、20年以上にわたって積極的な探鉱を行ってきた中国側の発表によるならば、日中中間線付近で確認されたガス田の埋蔵量は石油換算で1.8億バレル、日本が出資することになった春暁ガス田の推定埋蔵量も6,380万バレルで、これは日本で消費する石油・天然ガスのおよそ10日分に過ぎない。現在、パイプラインで中国本土に送られているガスも、天然ガスへのエネルギー転換がさほど進んではいない浙江省におけるガス需要でさえ、そのおよそ12％をまかなう程度（2012年度上半期）と推定されている(76)。

ちなみに東シナ海の日本側における推定埋蔵量として、1994年に通産省石油審議会の開発部会によって公表された32億6千万バレル（原油換算で5.18億キロリットル）という数値が知られている。この数値は後の国会審議においても政府答弁を通じて再確認されたが(77)、これに代わる新たな数値は政府機関からは公表されてはいない。従って可採埋蔵量に至っては全くの不明であるが、識者によれば、ガス田としてのおおよそのポテンシャルは日本の天然ガス消費量の1年分程度、商業ガス田として我が国最大の規模を持つ南長岡ガス田の2倍程度、地盤沈下の恐れがあるため採掘が制限されている南関東ガス田より少し大きい程度の規模と推計されている。いずれにせよ、巷間噂されている「1000億バレルを超える」「中東並みの」油・ガス田が存在する可能性（このような噂が、何を根拠に、どこで唱えられたかについて筆者は全く承知していない）は極めて乏しいが、少なくとも中国側鉱区よりはポテンシャルが高そうである(78)。中国側が日本側鉱区での共同開発を提案する背景として、中国側の埋蔵量があまり大きくないことが判明したため、その関心と期待が日本側鉱区へと移りつつあることが想像される。逆にいえば、日本側が中国側鉱区での共同開発に参加しても、得られるものは少ない。

確かに日本側が手をこまねいている間にも、日中中間線近くのガス田から日本側に帰属する資源が吸い取られるとの印象を多くの日本人が抱き、今すぐにも対抗して資源開発を急ぐべきとの論調もみられる。しかし先にふれたように、日本側鉱区で有望なガス田が見つかっても、単独で資源を運搬・利用する現実的な手段が当面の間は見当たらないことや、中国側開発によって実際に資源が吸い取られているかどうかは単純には判断できず、更にこれまでに知られているデータから推測するならば、たとえ吸い取られていたとしても限られた鉱床のみの問題であり、その量も極めて限られている。従ってぐずぐずしているとすべてのガスが中国側に盗られてしまうなどというような、パニックになるような話では決してない(79)。

無論の事、東シナ海問題は「資源ではなく主権の問題」であり、採算性のみを基準に議論すべきではないという主張（澤）にも傾聴すべき部分があり(80)、筆者も尖閣諸島や周辺領海に対する我が国の「領域主権」の主張については何らの変更を行う必要を認めない(81)。しかし先にも記し

たように、排他的経済水域・大陸棚において認められる「天然資源開発のための主権的権利」と、領土・領海に対して沿岸国が行使する「領域主権」とは異なる概念である。この主権的権利を管轄するのは当然の事ながら国家であるが、経済的活動を通じてこの権利を享受するのは国家ではなく私企業である。油田・ガス田開発の場合は鉱業権を獲得した多国籍企業がこれを行い、収益はこれらの石油会社のものとなり、国庫には基本的に税金しか入らない(82)。

中国では既に30年以上も前から、東シナ海、渤海、南シナ海、タリム盆地等において、日本の企業も含めた外国資本と共同で、石油・ガス田の開発が行われてきた。又、日本近海においても、外国資本が日本企業と共同開発を行ってきたことは周知の通りである。リスクの高い探鉱段階からの共同開発は、多国籍の企業が参加してこれを行うのが国際社会ではもはや常態であり、かつてのような「資源ナショナリズム」という言葉は次第に死語となりつつある。他方、「現実に機能する共同開発協定を作成しようとすると極めて細部にわたる事項について合意しなければならず、共同開発は決して安易な解決策ではない」（濱本）ことも事実である(83)。加えて中国側鉱区において長年油田開発にかかわった経験を有し、ニューヨーク証券取引所等の海外証券市場で豊富な資金を調達している「中国海洋石油総公司（China National Offshore Oil Corp）」も、中国の対外政策に大きな影響力を持つ「利益集団」としての性格を強めており、多くの時間と資金を投じて開発した現有ガス田での「協力開発」に反発しつつ、「単独開発」を推進しようとしている。そしてこうした「利益集団」やナショナリストのグループが、我が国との「共同開発」を模索する中国政府の方針に抵抗するなど、中国側において、かつてのように必ずしも政府方針に沿った一枚岩の対応が見られなくなったことも交渉を難しくさせている(84)。しかし中国側が今後、中間線より日本側での開発に着手するようなことにでもなれば話は別であり、そのような事態となれば我が国も断固たる対応をとらざるをえないが、少なくとも中国政府が共同開発を提案し続けている限り、両国関係全般の改善をはかりつつ、あせらずに、じっくりと時間をかけて交渉を継続し、双方が納得する協定を締結することこそが肝要と思われる。

2008年合意以後、共同開発をめぐる日中交渉が頓挫していることについては既にふれた通りであるが、この合意は限られた鉱区のみを対象としており、詳細な手続きについても一切触れてはいない。更に政治的妥協を優先させ多くの争点をすべて棚上げしたため、「合意」の解釈、とりわけ今後の共同開発交渉の対象区域となる「東シナ海のその他の海域」の範囲をめぐって両国の間に齟齬と摩擦を引き起こし、却って交渉継続を妨げている側面も指摘される(85)。日本側の解釈によれば、「共同開発についての了解」に記された「その他の海域」には、既に中国側が開発に着手した中間線より中国側の鉱区も含まれる。従って日本側との事前の合意がない開発を、共同開発交渉の対象区域において継続することは、合意の精神に反する行為となる。これに対して中国側は、中間線の中国側において既に開発済みの鉱区については、今後の共同開発交渉における対象

区域とはみなしていない。春暁ガス田のような「現有の」ガス田についての了解は、「共同開発についての了解」とは別途交わされており、中国側は、これら別途交わされた合意に基づく開発は「協力開発」であり、そもそも「共同開発」とはみなしていないことについては既にふれた通りである。

無論のことこの2008年合意は大きな前進ではあったが、この交渉を更に進捗させ、東シナ海全体にかかわる包括的な暫定的大陸棚協定に発展させるためには、交渉の対象区域を今少し明確化する必要があろう。その際には、共同開発区域の設定はあくまでも「暫定的な取極」であり、「最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない」ことを互いに十分了解した上で、「互恵」の精神に基づく柔軟な対応が必要とされる。他方、本論においてもいくつか具体的検討を行ったように、過去の国際判例等によって明確化された基準や国際常識を大きく超える、交渉に際しての「誠意」を疑われるような過大な要求を突き付け合うことは、両国共に慎まねばならない。

更に、対等の立場に立った共同開発の対象として、今後も2008年に合意されたような中間線を跨ぐ鉱区の設定が望まれるが、その場合には、過去の国際判例においても求められた「鉱床の一体性」に配慮し、例えば日韓大陸棚協定（南部協定）23条を範として、「協議により、当該地質構造の最も効果的な採掘方法について合意に達するよう努力する」と共に、「天然資源の分配及び費用に関する詳細」が合意されねばならない。その際、日本側が権利を主張する海域に跨ると思われる鉱区の情報については、日韓協定と同じく、「合理的に認められる費用」の支払いと引き換えに、中国側はこれを日本側に提供することになる。又、同様に、中間線より日本側の海域において収集された情報も、「互恵」の精神でもって、「合理的に認められる費用」と引き換えに提供されねばならないことは言うまでもない。

国際交渉を進展させる際に最も必要とされるものは、言うまでもなく「誠意」と「互恵」である。誠意が互恵を生みだし、互恵が更なる誠意を引き出す。筆者は日中間の交渉がこうした誠意と互恵の精神に基づいて継続・推進され、東シナ海が真に「平和・協力・友好の海」となること、そしてこうした争いを繰り返さないためにも、同紛争を機に、「長期的に未来のことを考えて協力する枠組み」（栗林）が築きあげられることを願って止まない(86)。

注

(1) 栗林忠男「排他的経済水域・大陸棚の境界画定に関する国際法理: 東シナ海における日中間の対立をめぐって」『東洋英和大学院紀要』 2, 2006, p.2.

(2) 山本草二『海洋法』三省堂1992, p.72; 小田滋『海洋法の源流を探る』有信堂1989, pp.315-326.

(3) 但し2500m 等深線から100海里を超えて大陸棚を定義することはできない (76条5項)。大陸棚の延伸について沿岸国は、「この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも10年以内に、当該限度についての詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出」せねばならない (付属書Ⅱ4条)。これに基づき我が国は、太平洋側における大陸棚の延伸にかかわる申請を、2008年11月に同委員会に提出した。尚、多くの発展途上国にとって期日までに海洋調査データを収集し、同申請を行うことが困難であることが認識されたため、2008年6月に開催された締約国会議において、大陸棚の延伸の申請を予定している締約国は、とりあえずの期限として、2009年5月までに大陸棚の外側の限界に関する「予備的情報 (Preliminary information)」を国連事務総長に提出するよう求められた。

(4) 栗林「前掲論文 (注１)」 p.6; 芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』有信堂1999, pp.30-31.

(5) 山本『前掲書 (注２)』p.79.

(6) ICJ, Case concerning Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen, Judgment of 14 June 1993, para. 28.

(7) ICJ, North Sea Continental Shelf Cases, Judgment of 20 February 1969, para. 19.

(8) Ibid., para. 22.

(9) Ibid., paras. 70-83.

(10) Ibid., para. 96.

(11) Ibid., para. 43.

(12) Ibid., paras. 85, 101(B), 101(C) (1). もっともこの原則は、本事例についての特殊な事情、即ち西ドイツのように、北海に向かって凹型の海岸線をもつ沿岸国に対する配慮として盛り込まれたものであり、境界画定の一般的原則を示したものではないとする意見もある (古賀衛「日本周辺の海洋境界画定をめぐる法的諸問題」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』有信堂2010, pp.201-202, 214)。

(13) Reports of International Arbitral Awards: Delimitation of the Continental Shelf between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the French Republic (UK/France), Decision of 30 June 1977, para. 191.

(14) ICJ, Case concerning the Continental Shelf (Tunisia / Libyan Arab Jamahiriya), Judgment of 24 February 1982.2, paras. 43-44.

(15) Ibid., para. 48.

(16) ICJ, Case concerning the Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya/Malta), Judgment of 3 June 1985, paras. 35-39.

(17) Ibid., paras. 39-40.

(18) リビア・マルタ判決においてICJは、大陸棚の概念が排他的経済水域の概念に吸収された(absorbed)とまでは言えないとしているが、沿岸からの距離のように、両者の概念に共通な要素が重視されるべきであることを判示している(Libyan Arab Jamahiriya/Malta, para. 33)。

(19) 古賀「前掲論文(注12)」, pp.194-195; 三好正弘「海洋の境界画定」国際法学会編『日本と国際法の百年 第3巻 海』三省堂2001, p.168.

(20) Libyan Arab Jamahiriya/Malta, paras. 33-34; 江藤淳一「海洋境界画定における関連事情の考慮－判例を通じた客観化の過程」『国際法外交雑誌』 107(2), p.24; 栗林「前掲論文(注1)」pp.7-8.

(21) 水上千之『日本と海洋法』有信堂1995, p.140.

(22) 三好「前掲論文(注19)」 p.171.

(23) Libyan Arab Jamahiriya/Malta, para. 63.

(24) Ibid., para. 73.

(25) Ibid., paras. 50-51.

(26) Award of the Arbitral Tribunal in the Matter of Arbitration between Barbados / the Republic of Trinidad and Tobago, 2006.4.11, para. 242.

(27) Greenland and Jan Mayen, para. 51.

(28) ICJ, Case concerning Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain, Judgment of 16 March 2001, para. 230.

(29) ICJ, Case concerning the Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria, Judgment of 1 October 2002, para. 288.

(30) ICJ, Maritime Delimitation in the Black Sea (Romania v. Ukraine), Judgment of 4 February 2009, paras. 116-122.

(31) ITLOS, Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary Between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal, 2012.3.14, para. 240. 尚、ITLOSによる同判決は、「等距離・関連事情原則」を採用するに至った経緯を、これまでの国際判例を引用しつつ手際よくまとめているので、是非参照していただきたい(Ibid., paras. 225-234)。

(32) 唯一の例外として2007年のニカラグア・ホンジュラス事件判決が挙げられるが、これは河川の堆積物による地形の変化のため、等距離線を引くための基点の特定ができないという特殊事情によるものであり、決して「等距離・関連事情原則」を否定したわけではない（ICJ, Case concerning Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea, Judgment of 8 October 2007, paras.277-281)。

(33) 比屋定泰治「東シナ海大陸棚の境界画定」『沖縄法學』35, 2006, pp.232-234; 濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題—国際法から見たガス田開発問題—」国立国会図書館『調査と情報』547, 2006, pp.6-8; 江藤淳一「海洋境界画定に関する国際判例の動向」村瀬信也・江藤淳一編『海洋境界画定の国際法』東信堂2008, pp.12-16; 江藤「前掲論文（注20)」pp.144-172; 古賀「前掲論文（注12)」 p.210; 三好「前掲論文（注20)」, pp.172-179.

(34) 田中嘉文「海洋境界画定における比例性概念－その機能と問題点－」村瀬・江藤編『海洋境界画定の国際法』2008, pp.38-43; 江藤「前掲論文（注20)」 pp.160-163. ちなみにリビア・マルタ事件判決においてICJは、リビア側の海岸線の長さは192海里にわたるが、マルタ側の海岸線の長さは24海里に過ぎないことを認めつつ、「中間線修正の度合は、数学的操作に基づくものではない（the degree of such adjustment does not depend upon a mathematical operation)」として、修正の基準については明らかにしなかった（Libyan Arab Jamahiriya/Malta, para. 68)。

(35) グリーンランドとヤンマイエン間の海域境界画定事件判決では、海岸線の長さに加えて、「漁業資源であるシシャモへの衡平なアクセス」が考慮された上で、無人島であるヤンマイエン島とグリーンランドとの中間線をヤンマイエン島寄りに修正する必要性が指摘された（Greenland and Jan Mayen, paras. 74-75)。しかし同様の事情がその他の判例には取り入れられていないことから、この判断は極めて例外的なものと考えられる（江藤「前掲論文（注33)」, p.12)。

(36) 加々美氏によれば、大陸棚の「自然延長」という概念は、堆積物の供給に伴って縁辺域が成長する大西洋海域にこそ当てはまるものであり、海側プレートの沈み込みに伴って縁辺域が形成された太平洋海域においてこの概念を適用することは、そもそも妥当ではない（加々美英雄「東シナ海大陸棚の地学的概観」『城西大学研究年報 自然科学編』31, pp.13-24)。

(37) "Preliminary Information Indicative of the Outer Limits of the Continental Shelf Beyond 200 Nautical Miles of the People's Republic of China" (http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/preliminary/chn2009preliminaryinformation_english.pdf). 大陸棚延伸の申請手続きについては、本論注(3)を参照されたい。尚、本論中においてWeb Siteより引用を行う場合、最終アクセス日はすべて2013年12月5日である。

(38) Clive H. Schofield / Ian Townsend-Gault, "Choppy waters ahead in a sea of peace cooperation and

friendship?: Slow progress towards the application of maritime joint development to the East China Sea", *Marine Policy* 35, 2011, p.27; Mark J. Valencia, "The East China Sea Dispute : Context, Claims, Issues, and Possible Solutions", *Asian Perspective* Vol.31 No.1, 2007, p.160; 古賀「前掲論文（注12）」, p.215.

(39) 比屋定「前掲論文（注33）」p.236; 芹田『前掲書（注４）』 pp.70-71, 144-145, 165-167; 山本『前掲書（注２）』pp.209-213; Schofield, supra note 38, p.28; UK/France, para. 251.

(40) 「王毅駐日大使記者会見　日本記者クラブで」（http: //www. china- embassy. or. jp/jpn/sgxw/ t171047.htm）

(41) Libyan Arab Jamahiriya/Malta, para. 79.

(42) Zou Keyuan, "China's exclusive economic zone and continental shelf : developments, problems, and prospects", *Marine Policy* 25, pp.77-78; 栗林「前掲論文（注１）」 p.10.

(43) 中越合意については、主に加々美康彦「中越海洋境界画定協定」村瀬・江藤編『海洋境界画定の国際法』2008, pp.133-160を参照した。

(44) 水上『前掲書（注21）』 p.142; 高藤奈央子「東シナ海資源開発問題」『時の法令 』1874, 2011, p.75; 江藤「前掲論文（注20）」 pp.168-169; 田中「前掲論文（注34）」 pp.29-38. 国際判決によらず、個別の条約締結を通じて境界画定を行った場合においては、対向する海岸線の長さを配慮して中間線を修正したケースが多くみられる（同 pp.39-41）。

(45) 以下の記述については、濱川「前掲論文（注33）」pp.8-10; 青木隆「国連海洋法条約における海洋境界画定紛争の解決手続き」村瀬・江藤編『海洋境界画定の国際法』2008, pp.184-186; 松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界画定―判例紹介―」国立国会図書館『レファレンス』654, 2005, pp.45-46; 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方法」『ジュリスト』1321, 2006.10, pp.52-53 等を参考にした。

(46) http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm#China Upon ratification　尚、同年には韓国も適用除外を宣言している。

(47) ECAFE, "Geological Structure and Some Water Characteristics of the East China Sea and the Yellow Sea"（https://www.gsj.jp/en/publications/ccop-bull/index.html）, p.9.

(48) 『日本経済新聞』（2004年９月30日）

(49) 外務省「東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場」（http: //www. mofa. go. jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba. html）尚、他国との権利の重複がある場合、我が国が中間線までに限って国内法を適用する法制度を導入したことについては、境界無確定区域における海洋秩序の維持のためにも必要かつ合理的な措置であったと考えられるが（奥脇直也「境界未確定海域の管轄権」村瀬・江藤編『海洋境界画定の国際法』 2008, pp.162-164）、

中国排他的経済水域・大陸棚法は「国際法に基づき、衡平原則に則り、合意によって解決される」と定めるのみで（同法2条: http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/chn_1998_eez_act. pdf)、我が国のように、自国の権利・権原が及ぶ範囲を限定しかねない表現を含んではいない。

(50) Greenland and Jan Mayen, para. 59; 坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争」村瀬・江藤編『海洋境界画定の国際法』2008, pp.68-69.

(51) ガイアナ・スリナム仲裁裁判判決によるならば、係争区域における開発行為がすべて凍結されねばならないわけではないが、少なくとも「海洋環境に物理的な変化をもたらす行為を一方的に行うこと（unilateral acts that cause a physical change to the marine environment)」は、最終的解決を妨げない義務に違反すると判断された（Award of the Arbitral Tribunal in the Matter of Arbitration between Guyana and Suriname, 2007.9.17, paras. 456-457, 480-481)。

(52) 「第80回国会衆議院外務委員会会議録」第8号（1977年4月6日）, p. 238。

(53) Gao Jianjun, "A Note on the 2008 Cooperation Consensus between China and Japan in the East China Sea", *Ocean Development and International Law* 40, 2008, pp.293-294.

(54) 濱本幸也「大陸棚の共同開発」村瀬・江藤編『海洋境界画定の国際法』2008, p.86.

(55) Reinhard Drifte "From 'Sea of Confrontation' to 'Sea of Peace, Cooporation and Friendship'?", *Japan aktuell* 16(3), 2008, p.36, p.46; Xinjun Zhang, "Why the 2008 Sino-Japanese Consensus on the East China Sea Has Stalled : Good Faith and Reciprocity Considerations in Interim Measures Pending a Maritime Boundary Delimitaion", *Ocean Development and International Law* 42, p.55, p.60.

(56) 澤喜司郎「東シナ海でのガス田試掘権の付与と反日的外務官僚」『山口経済学雑誌』55(4), 2006, p.395.

(57) 三好正弘「海底制度の形成史－大陸棚と深海底の制度化について－」栗林忠雄・杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開』有信堂, 2004, p.178.

(58) 経済産業省資源エネルギー庁『エネルギー白書2005』(http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2005/html/170g0060.html)

(59) 猪間明俊「東シナ海資源・共同開発が唯一の道－国辱もののデータ提示要求－」『軍縮問題資料』296, 2005.7, p.42; 高見澤学「東シナ海をめぐる日中関係－日中協力合意に関する一考察－」『現代中国事情』22, 2008, pp.15-18; 後藤新平太「東シナ海のガス田はペイしない：だだっ子中国と同じ土俵で相撲をとる必要はない」『Voice』334, 2005.10, pp.138-140.

(60) North Sea Continental Shelf, para. 99.

(61) Rainer Lagoni, "Oil and Gas Deposits Across National Frontiers", *The American Journal of*

International Law 73(2), pp.219-221; 三好正弘「日中間の排他的経済水域と大陸棚の問題」栗林忠男・秋山昌廣編『海の国際秩序と海洋政策』東信堂2006, pp.273-274; 河錬洙「東シナ海における天然資源の開発をめぐる諸問題: 国際協力の観点から日本の政策について」『龍谷法学』38(4), 2006, pp.955-956.

(62) 猪間「前掲論文（注59)」 p.43.

(63) Chris Acheson, "Disputed Claims in the East China Sea: An Interview with James Manicom", The National Bureau of Asian Research, 2011.6.25 (http://www.nbr.org/downloads/pdfs/PSA/Interview_Maincom.pdf); 澤「前掲論文（注56)」 pp.395-396.

(64) 比屋定「前掲論文（注33)」 p.202; 坂元茂樹「前掲論文（注50)」 pp.54-55.

(65) かつて我が国は200海里漁業水域を設定したが、ソ連漁船に対してのみこれを適用したことの「復仇」的性格については、芹田『前掲書（注4)』 pp.18-19 を、「復仇」概念全般についての検討は、岩月直樹「伝統的復仇概念の法的基礎とその変容: 国際紛争処理過程における復仇の正当性」『立教法学』 67, 2005, pp.23-84 等をそれぞれ参照されたい。

(66) 以下の記述については、猪間「前掲論文（注59)」 p.45; 同「東シナ海ガス田開発問題の焦点」『週刊東洋経済』5982, 2005.10.1, p.112; 内田通夫「東シナ海日中資源争奪戦の行方:両国に利益のある共同開発で解決を」『週刊東洋経済』5986, 2005.10.22, p.145; Drifte, supra note 55, p.34; Guo Rongxing, "Territorial Disputes and Seabed Petroleum Exploitation: Some Options for the East China Sea", The Brooklings Institution CNAPS Visiting Fellow Working Paper (http://www.brookings.edu/research/papers/2010/09/east-china-sea-guo), pp.22-24 等を参考にした。

(67) 「日中共同プレス発表」(2006.10.08) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe/cn_kr_06/china_kpress.html)

(68) 横手文雄「日韓大陸棚開発の強力的推進に関する質問主意書」(http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumona_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a094006.pdf/$File/a094006.pdf) ; 猪間「前掲論文（注66)」p.112.

(69) Lagoni, supra note 61, p.217.

(70) 外務省「東シナ海における日中間の協力について（日中共同プレス発表)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html)

(71) 「中国の対外協力開発に関する法律」の概要と、同法に基づいて外国企業が開発に参加する場合の形態と諸条件については、Jianjun, supra note 53, p.301を参照されたい。

(72) 岩間剛一「一応の合意をみた日中間のトゲ・東シナ海ガス田開発」『エネルギー』 41(8), 2008.8, p.76.

(73) 河 「前掲論文 (注61)」 p.944; 猪間「前掲論文 (注59)」 p.44.

(74) 梁雲祥「日中の東シナ海に関する取り決めについての分析と日中関係」『現代中国事情』21, 2008, p.9.

(75) 「楊潔篪外交部長、東シナ海ガス田開発について記者会見」『外国の立法』 2008.8 (http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23602/02360211.pdf).

(76) "East China Sea", U. S. Energy Information Administration Analysis Brief 2012.9.25 (http://www.eia.gov/countries/analysisbriefs/east_china_sea/east_china_sea.pdf), p.3; 『資料日中経済』 2008.06, pp.1-3; Drifte, supra note 55, pp.32-33.

(77) 「平成六年に石油審議会の開発部会というところで、技術委員会で検討いたしました。」「その結果、東シナ海の中間線、日本側及び沖縄周辺海域における石油あるいは天然ガスの埋蔵量あるいは賦存資源量というものは石油換算いたしまして約5億キロリットルぐらいあるんじゃなかろうか」(2006年4月24日 細野哲弘資源エネルギー庁次長=当時) (「第164回国会参議院行政監視委員会会議録」第4号, p. 6)。

(78) 岩間剛一「日中間のトゲ:東シナ海ガス田開発問題の分析」『エネルギー』41(5), 2008.5, p.17; 奥田義久「沖縄～東シナ海における海底石油天然ガスの資源のポテンシャル」『国際資源』 307, 2000, p.32.

(79) 猪間「前掲論文 (注66)」 p.112.

(80) 澤「前掲論文 (注56)」 p.405.

(81) 尖閣諸島については、これを「無効果」とみなして紛争解決をはかるべきとの意見もある (Valencia, supra note 38, pp.158-161, 166; 林賢參「東シナ海問題をめぐる台日中の争い: 安全保障の観点から論ずる」『問題と研究:アジア太平洋研究専門誌』41(2), 2012, pp.116-121)。

(82) 山田健治「日本の東シナ海石油開発戦略」『椙山女学園大学研究論集 社会科学篇』42, 2011, p.89; 猪間明俊「東シナ海資源開発 政府は本気なのか？－ 求められる発想転換－」『軍縮問題資料』 299, 2005.10, pp.56-57.

(83) 濱本「前掲論文 (注54)」 p.97.

(84) 遠藤昭彦「東シナ海における油ガス田開発とその背景: 「利益集団」といわれる中国海洋石油総公司 (CNOOC) の役割」『海幹校戦略研究』 2(1), 2012, pp.105-108; Reinhard Drifte, "Japanese-Chinese territorial disputes in the East China Sea - between military confrontation and economic cooperation", *LSE Asia Research Centre Working Paper* 24, 2008, p.35.

(85) Jianjun, supra note 53, pp.294-297; Zhang, supra note 55, pp.56-57.

(86) 栗林忠男「海洋の新しい安全保障を構想する：東シナ海を協働で護り、平和の海に」『世界』 811, 2010.12, p.139.

(Abstract)

A Study on the East China Sea Dispute

Mamoru INAMOTO

The East China Sea dispute between Japan and China has been intensifying although both parties have repeatedly declared their intention to turn the East China Sea into "the Sea of Peace, Cooperation and Friendship". This paper first analyzes the legal background regarding the boundary delimitation of the continental shelf and the Exclusive Economic Zone. It will then show that, as far as the areas within 200 nautical miles are concerned, the distance from the coastal baseline is becoming increasingly important. On the other hand, geophysical factors such as the natural prolongation of the continental shelf have been discounted. But at the same time it should be noted that the strict median line favored by Japan could be modified, by taking the longer coastal front of China into consideration. After pointing out the practical and legal hurdles concerning the unilateral developments by each country, this paper advocates a comprehensive provisional arrangement on joint development. This arrangement should strive for less ambiguity than in the 2008 consensus and be settled with more flexibility in the spirit of good faith and reciprocity.